

事前協議の前行わなければならない手続き

事前協議

経営等許可

事前相談
(事業者→市長)

7日以内

事前相談回答

----- ここまで完了していないと、以下に進めません -----

標識設置・設置届出
(事業者→市長)

周辺住民説明
(※要市長へ報告)

協議の申出が
あったとき

協議の申出が
なかったとき

周辺住民等の協議
(※要市長へ報告)

事前協議書の提出
(事業者→市長)

協定締結

工事

経営許可/変更申請書の提出
(事業者→市長)

許可書通知

不許可通知書

90日以上

廃止・停止・再開の協議

変更の協議